

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

シーケンシングセクション（SQC）

学外利用者向け

シーケンシングサービス利用条件

策定：2026 年

版数：v1

第1条 (趣旨)

本利用条件は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）コアファシリティのシーケンシングセクション（以下「SQC」という。）が、学外の利用者（以下「ユーザー」という。）に対して提供するシーケンシングサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。本サービスは、「コアファシリティの学外利用に関する規程」、「コアファシリティの学外利用者規程」および「コアファシリティの利用料金に関する細則」（以下併せて「既存規程」という。）に基づく学外利用サービスの一部として位置付けられ、これら既存規程に本利用条件を補完的に適用するものとする。本利用条件は、シーケンシングサービスの特性（高額な消耗品の事前確保、ライブラリ受入後の取扱い、機器スケジューリング等）に鑑み、本サービスに固有の取扱いを定めるものとする。既存規程との間に齟齬が生じた場合は、本利用条件で別段の定めをした事項を除き、既存規程を優先する。

第2条 (本サービスの内容)

- 1 本サービスは、ユーザーから提供されたシーケンス可能なライブラリを、SQC が運用するシーケンスプラットフォームにより読み取り、出力されたデータをユーザーに提供するものとする。
- 2 核酸抽出、ライブラリ調製、データ解析およびその他の付随サービスは、現時点では本サービスに含まれない。ただし、個別のコンサルテーション内容により検討する場合がある。
- 3 ライブラリ仕様、納品データの形式その他の詳細は、SQC が所定の手段により別途公表する。

第3条 (利用資格および利用者区分)

- 1 本サービスを利用できる者は、「コアファシリティの学外利用者規程」第4条に定めるユーザー資格を有する者とする。具体的には、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本サービスの提供範囲は SQC の運営状況に応じて変化するため、利用希望者は事前に SQC に問い合わせるものとする。

- (1) 学術関係者：大学、研究所などの公的研究機関に所属し、営利を目的としない研究

活動に従事する者

(2) 産業関係者：営利企業に所属する者

(3) その他：上記いずれにも該当しない場合は、個別に決定する。

2 本サービスに係る利用者区分（Tier）の細分（学術機関・ネットワーク参画者、産業関係者の規模別区分等）は、「コアファシリティの利用料金に関する細則」第3条に定める区分に従う。

3 本サービスは、ユーザー自身の研究または事業活動のために利用されることを前提とし、ユーザーは、第三者から委託を受けた業務を本サービスを利用して遂行する行為（二次請け）、第1項に定める利用資格を有しない第三者にユーザーの名義を用いて本サービスを利用させる行為（名義貸し）、および本サービスにより取得したデータを第三者に有償で再提供する行為を行ってはならない。これらに該当することが判明した場合、SQC は受託拒否、本サービスの中止または利用承認の取消しの措置を講じることができる。

第4条 （利用申請の手続）

1 ユーザーは、まず「コアファシリティの学外利用者規程」第7条に定める手続に従い、学園所定の研究設備利用申込フォームをコアファシリティ統括責任者またはコアファシリティ管理責任者に提出し、学外利用サービスとしての利用承認を求めるものとする。

2 前項の利用承認を得た後、ユーザーは、SQC が指定するオンライン申請フォーム（Service Request Form）に必要事項（アプリケーション名、シーケンシングキット、必要リード数、リード長、サンプル名、各サンプルのインデックス情報など）を入力し、本利用条件および既存規程の内容に同意のうえ、電子的に提出するものとする。

3 SQC は、前項のオンライン申請の内容を確認し、本サービスとしての受託の可否をユーザーに通知する。確認の過程において、SQC はユーザーと協議のうえ申請内容の変更を求めることができる。

4 受託にあたり必要と認められる場合、SQC はユーザーとの間で別途、秘密保持契約、業務委託契約その他の契約を締結することができる。

5 ヒト由来材料その他倫理上の配慮を要する試料を含む申請については、第6条の定め

従う。

第5条 （申込みの確定）

1 第4条第1項の利用承認および同条第2項のオンライン申請を経て、SQC がユーザーに対して本サービスとしての受託可と通知し、ユーザーがこれを受諾した時点をもって、本サービスの申込みが確定するものとする。当該時点を以下「申込確定日」という。

2 申込確定日以降は、第11条に定めるキャンセルに関する義務その他本利用条件および既存規程に基づく義務が発生するものとする。

3 申込確定後における申請内容（サンプル詳細、必要リード数、プラットフォーム選択等）の重要な変更は、SQC の承諾を要する。SQC は、当該変更により料金、納期等の条件を再算定することができる。

第6条 （ヒト材料その他倫理上の配慮を要する試料）

1 ヒト由来材料を含む試料の解析を伴う申請については、当該研究計画に係る倫理審査申請の責務はユーザーが負うものとし、ユーザーは所属機関等における倫理審査委員会の承認を取得していることを表明・保証し、SQC の求めに応じて承認書の写しを提示するものとする。また、試料および解析データに係る匿名化のための対応表は、ユーザーの責任において管理するものとし、SQC に提供してはならない。

2 SQC は、生物学的安全、倫理、輸出管理その他法令上の懸念がある試料または実験計画については、受託を断ることができる。

3 ヒト個人由来材料に係るシーケンシングデータは、匿名化の措置が講じられている場合であっても、個人識別性を有する情報を含む可能性があることを踏まえ、データ受け渡し後は速やかに廃棄するものとする。

第7条 （守秘義務）

1 SQC は、本サービスの遂行を通じて知り得たユーザーの試料情報、実験計画、シーケンシングデータその他の機密情報を、本サービスの遂行に必要な範囲および法令に基づき開示が義務付けられる場合を除き、第三者に開示しない。

2 SQC は、コアファシリティとしての活動実績を示すための集計報告を目的として、申請数、解析ライブラリ数、シーケンスアプリケーションの種類、シーケンシングに関わる機器稼働状況、シーケンサーの出力データ量その他の集計情報を開示することができる。これら以外の申請内容については、ユーザーの同意を得た範囲に限り開示することができる。

3 高い機密性を要する案件については、SQC とユーザーとの間で別途、秘密保持契約を締結する。

第 8 条 （料金）

1 本サービスの利用料金は、「コアファシリティの利用料金に関する細則」を一部適用するものとするが、本サービスに固有の性質（高額消耗品の事前確保、シーケンシングキット種別、必要データ量の確保等）に鑑み、本サービス専用の料金表により算定するものとする。当該料金表は、ユーザーの利用者区分（Tier）に応じて適用する。

2 適用される利用料金は、申込確定日において有効な本サービス専用の料金表に基づき算定するものとする。

3 SQC は、申込確定の前に、適用される利用料金の見積額をユーザーに提示する。

4 本サービスの遂行に関連して当初の見積額に含まれない費用が発生する場合（試料の再受領、追加 QC、特殊な納品方法等を含む。）には、SQC はユーザーと協議のうえ追加費用を請求することができる。

5 本サービス専用の料金表は、税法その他の法令、消耗品の市況、為替変動等により改定されることがある。

第 9 条 （支払い）

1 ユーザーは、学園が発行する請求書に基づき、学園指定の銀行口座に振り込むことにより、請求書に記載された期日までに利用料金を支払うものとする。振込手数料はユーザーの負担とする。

2 「コアファシリティの学外利用者規程」第 10 条第 4 項の趣旨に従い、SQC は、次のいずれかに該当するユーザーに対して、利用料金の全額または一部を本サービス開始前に支払

う「前払い」とすることができる。

- (1) 初めて学園のコアファシリティを利用する学外の個人、または民間企業・団体
- (2) 海外に所在する機関または個人
- (3) 過去の利用において支払いの遅延があったユーザー
- (4) 一回の利用における見積総額が高額となるユーザー
- (5) その他、学園が施設の運営管理および与信管理の観点から前払いが適当と判断する場合

3 本サービスは、シーケンシングキット等の高額消耗品を案件ごとに事前確保する必要があるため、見積額の規模にかかわらず、前項各号の要件に該当する場合は前払いの対象となることがある。

4 利用期間が長期にわたる、または利用総額が特に高額となるプロジェクトについては、本条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、SQC とユーザーが協議のうえ、分割払いなど別途支払いの時期および方法を定めることができる。

第 10 条 (試薬の持ち込み)

本サービスにおいて使用する試薬は、原則として SQC が調達するものとし、ユーザーが持ち込むことはできない。

第 11 条 (キャンセル)

本条は、「コアファシリティの学外利用者規程」第 10 条第 3 項に定める「学園に起因する理由により学外利用サービスを提供できなかった場合を除き返還しない」原則と整合的に運用するものとする。

1 申込確定日以降にユーザーの都合により本サービスをキャンセルする場合、ユーザーは次の各号に応じてキャンセル料を負担するものとする。キャンセル料とは別に、当該キャンセル時点までに SQC が当該案件のために発注済みかつ転用困難な消耗品その他の実費が発生した場合は、ユーザーは当該実費の全額を負担するものとする。

- (1) 申込確定日後、ライブラリ受入前まで：見積額の 20%

(2) ライブラリ受入後、シーケンシング実施開始前まで：見積額の 50%

(3) シーケンシング実施開始後：見積額の 100%（キャンセル不可）

2 ユーザーから提供されたライブラリが、SQC の定める受入基準（濃度、サイズ、純度、アダプターダイマー混入レベル等）を満たさず、技術的にシーケンシング実施が困難または成功確率が著しく低いと判断される場合、SQC はユーザーと協議のうえ、ライブラリの再提出、リスクを了承したうえでの実施、または受託の中止のいずれかの対応をとる。受託の中止に至った場合は、本条第 1 項に準じて取り扱う。

3 ユーザーの都合によりライブラリの発送が大幅に遅延し、合意期日から 60 日を経過しても到着しない場合、SQC は原則として案件をキャンセル扱いとし、本条第 1 項に準じて取り扱う。

4 学園に起因する理由（機器障害、消耗品供給遅延等）により本サービスの提供が困難となった場合、SQC は速やかにユーザーに通知し、代替案を提案する。代替案が成立しない場合、学園はすでに受領した利用料金のうち未実施分に相当する額をユーザーに返還する。

5 不可抗力（天災、戦争、感染症の流行、政府の規制、サプライチェーン混乱等）に起因する遅延または中止については、SQC は責任を負わない。この場合、SQC はユーザーと協議のうえ、合理的な範囲で実費精算等の対応を行う。

第 12 条 （サービスの品質および責任範囲）

1 SQC は、本サービスの提供にあたり、製造元の仕様および業界標準のベストプラクティスに従い、合理的な注意をもってシーケンシングを実施する。シーケンシング結果はユーザーが提供するライブラリの品質および設計に大きく依存するため、SQC は特定のリード数、Q30 比率その他の品質指標を絶対的に保証するものではない。

2 学園は、機器の不具合等、学園に起因する理由により本サービスを提供できなかったと認められる場合を除き、支払われた利用料金を返還しない。

3 前項に定める学園に起因する理由（試料の取り違い、装置の誤操作、SOP からの逸脱等であって、SQC 内部記録および第三者により客観的に確認できるものをいう。）が認められる場合、SQC はユーザーと協議のうえ、当該レーン／ラン分の再実施、または当該部

分に係る利用料金の全部もしくは一部の減額・返還のいずれかの対応をとる。

4 次の各号に掲げる事項は、学園および SQC の責任の範囲外とする。

- (1) ユーザーが提供したライブラリの品質、純度、濃度、サイズ、阻害物質の混入等に起因する不良
- (2) ユーザーが選択した実験設計、ライブラリインデックス、ライブラリサイズ等に起因する結果の不適合
- (3) 輸送中のライブラリの劣化や紛失、温度逸脱、損傷等（梱包・発送方法に学園の明らかな過失がある場合を除く。）
- (4) 不可抗力に起因する遅延または中止

5 学園および SQC の責に帰すべき事由によりユーザーに損害が生じた場合であっても、学園および SQC が負う損害賠償責任の総額は、原則として当該案件に係る支払額（または前払額）を上限とする。逸失利益、間接損害、第三者からの請求等については、法令で別段の定めがある場合を除き、学園および SQC は責任を負わない。

第 13 条 （データの納品およびデータの取扱い）

1 学園は、シーケンシングが完了した後、所定の電子的手段によりユーザーに対してシーケンシングデータを納品する。納品方法の詳細については、申込時または完了通知時に別途案内するものとする。

2 学園がシーケンシングデータを所定のシステムへアップロードし、ユーザーに対して電子メール等により完了を通知した時点をもって納品完了とみなす。

3 ユーザーは、学園が指定する方法およびシステムを通じてシーケンシングデータを受領するものとし、データの受領に必要なアカウントの取得またはアクセス設定については、ユーザー自身の責任において行うものとする。

4 学園は、納品完了後一定期間、データをサーバー上に保持するが、当該期間経過後はデータを削除する。保持期間については、別途定める利用案内において明示する。ユーザーは、速やかにデータのダウンロードおよびバックアップを行うものとする。

第 14 条 （支払遅延時の措置）

1 正当な理由なく支払期限を過ぎても利用料金の支払いがない場合、学園は当該ユーザーに対し、書面または電子メール等により督促を行う。

2 前項の督促に応じず、利用料金が未納のままである場合、学園は支払いが完了するまでの間、当該ユーザーに対して次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 新たな利用申請の受理を停止すること
- (2) 承認済みまたは現在進行中の本サービスを一時停止すること

3 ユーザーが正当な理由なく利用料金の支払いを著しく滞納した場合、学園は当該ユーザーへの本サービスの利用承認を取り消すことができる。

第 15 条 （研究成果の出版）

1 本サービスを利用して得られた成果を学術論文等で公表する場合、ユーザーは本サービスを利用した旨を論文中に明記するものとする。

2 SQC の貢献度に応じて、共著等の取扱いについては、事前にユーザーと SQC との間で協議することができる。

3 謝辞の例文：

The authors thank the Sequencing Section of the Okinawa Institute of Science and Technology Graduate University for the sequencing service.

第 16 条 （知的財産）

ユーザーが提供する試料および配列情報に係る知的財産権は、原則としてユーザーに帰属する。学園および SQC が本サービスの遂行を通じて取得した汎用的なノウハウ、改良された手順書、内部ツール等に係る知的財産権は学園に帰属する。

第 17 条 （利用条件の改定）

学園および SQC は、本利用条件を必要に応じて改定することができる。改定後の利用条件は、改定日以降に受領する新規申込みに対して適用する。既に申込確定済みの案件については、原則として申込確定時点の利用条件による。

第 18 条 （言語および準拠法）

1 本利用条件は日本語を正本とし、英語版は参考訳として提供される。両者の解釈に齟齬

が生じた場合は、日本語版を優先する。

2 本利用条件および本サービスに関する一切の紛争は、日本国法に準拠し、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本利用条件は、2026 年 8 月 11 日から施行する。